

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和29年7月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年1月1日まで  
② 昭和28年4月1日から29年1月1日まで  
③ 昭和29年4月1日から30年1月1日まで  
④ 昭和30年4月1日から31年1月1日まで  
⑤ 昭和31年4月1日から32年1月1日まで  
⑥ 昭和32年4月1日から33年1月1日まで  
⑦ 昭和33年4月1日から34年1月1日まで  
⑧ 昭和34年4月1日から35年1月1日まで  
⑨ 昭和35年4月1日から36年1月1日まで  
⑩ 昭和36年4月1日から37年1月1日まで  
⑪ 昭和37年4月1日から同年7月31日まで

申立期間について社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所での加入記録は無いとの回答を得た。

しかし、昭和27年から37年にかけて、毎年、春から冬までA事業所のB区でC作業をしていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日の月日が異なる同姓同名の者が、昭和29年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に喪失していることが確認できる。

また、昭和29年7月1日から同年10月1日までの期間について、A事業所において、厚生年金保険加入記録の確認できる同僚（昭和29年7月1日取得、同年10月1日喪失）は、「申立人とA事業所のB区で昭和27年ころから

29年ころまで一緒に勤務していた。」と証言している。

さらに、D局は、申立人の届出及び保険料納付については不明と回答しているものの、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が覚えていた同僚二人及びA事業所で申立人と同じ作業をしていたと回答している3人の者の厚生年金保険の加入記録は、いずれも昭和29年7月1日取得から同年10月1日喪失までとなっている。

加えて、前述の申立人と同姓同名の厚生年金保険の記録に係る被保険者は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該記録は申立人に係るものであると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、②及び③のうち昭和29年4月1日から同年7月1日までの期間について、適用事業所名簿によれば、A事業所が適用事業所となったのは、29年7月1日であり、これより前の期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、27年ころから働いていたと回答している同僚二人からは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られなかった。

また、申立期間③のうち昭和29年10月1日から30年1月1日までの期間、及び申立期間④から⑪までの期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A事業所は、29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日からは健康保険のみの適用事業所であることが確認できるところ、申立人が覚えていた同僚二人（作業員）及び回答のあった同僚4人（作業員）のいずれについても、当該期間当時、同事業所において健康保険のみに加入している記録が確認できる上、申立人に係るものと認められる健康保険の加入記録についても、29年10月1日取得から30年12月1日喪失、及び31年7月16日取得から33年1月25日喪失までとなっていることを踏まえると、当時、同事業所では、作業員については健康保険のみに加入させる取扱いをしていたものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③のうち昭和29年7月1日から同年10月1日までを除く期間、並びに④から⑪までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年5月1日から14年2月1日まで及び同年4月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、9年5月から同年12月までの期間は30万円、10年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間は30万円、同年5月は28万円、同年6月から11年3月までの期間は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年12月までの期間は30万円、12年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月から同年9月までの期間は30万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は26万円、13年1月は34万円、同年2月は26万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月から14年1月までの期間並びに同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月から同年11月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から14年11月まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成9年5月から14年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際にもらっていた給与額よりも過少に申告されている。給与支給明細書が残っているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA株式会社における申立期間に係る給与支給明細書によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確

認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A株式会社に係る給与支給明細書から判断すると、申立期間のうち、平成9年5月から同年12月までの期間は30万円、10年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間は30万円、同年5月は28万円、同年6月から11年3月までの期間は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年12月までの期間は30万円、12年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月から同年9月までの期間は30万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は26万円、13年1月は34万円、同年2月は26万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月から14年1月までの期間並びに同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月から同年11月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、平成9年5月から14年1月までの期間及び同年3月から同年11月までの期間について一致していないこと、並びにB厚生年金基金において保管している、A株式会社に係る11年から14年までの期間の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届に記載されている申立人の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成14年2月及び同年3月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支給明細書により、当該期間において、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を控除されていたことは確認できるものの、当該給与支給明細書に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額の記録と同額又は低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象にならないため、記録訂正を行うことはできない。

## 旭川国民年金 事案503

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年4月までの期間及び同年11月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年4月まで  
② 昭和44年11月から51年3月まで

昭和50年8月に、A市役所で児童手当の手続をした際に、同市役所の職員から「国民年金に入っていない人は、児童手当の手続はできない。」と説明されたので、国民年金への加入手続をして、国民年金保険料の未納分7万8,000円以上を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月に国民年金への加入手続を行い、A市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、51年8月20日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の国民年金保険料はすべて過年度保険料となることから、現年度保険料のみ収納できたA市役所では保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、夫婦二人分の保険料を一括して納付したとしているが、申立期間に係る実際の納付額と相違する上、納付方法や納付金額等についての記憶が明確ではないなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案504

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月、14年5月、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月  
② 平成14年5月  
③ 平成14年7月及び同年8月

国民年金保険料は、納付書が送られてきたので金融機関で納付していた。納付の際に「学生なのに支払わなければいけないのか。」「中途半端に3月から支払わなければいけないのか。」と思った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付書が送られてきたので金融機関で納付していたと主張しているが、申立期間における保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に係る申立人の記憶は定かでなく、保険料の納付状況が特定できない。

また、申立期間は、既に基礎年金番号が導入されている期間又は国民年金保険料の収納事務が国に一元化された期間であり、申立期間におけるオンライン記録には事務処理の誤りが見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 14 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 7 日から 40 年 8 月 1 日まで

A株式会社（昭和 39 年 10 月 1 日、B株式会社に適用事業所名称変更）を退職後にC株式会社に入社したと記憶しており、A株式会社で2回働いたことは無い。

また、A株式会社がB株式会社に社名変更した時も勤務していたと記憶しており、その後、B株式会社を退職後に同僚と一緒にC株式会社に入社したという記憶に間違いは無いので、申立期間①についてはA株式会社としての加入記録、申立期間②についてはC株式会社としての加入記録として、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和 38 年 3 月 22 日取得から 39 年 2 月 14 日（健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 39 年 4 月 25 日喪失）喪失まではA株式会社、39 年 2 月 14 日取得から同年 5 月 21 日喪失まではC株式会社、及び 39 年 10 月 1 日取得から同年 12 月 7 日喪失まではB株式会社において、厚生年金保険に加入している記録となっているところ、申立人はA株式会社に2回勤務したことは無いと述べており、38 年 3 月 22 日から 39 年 12 月 7 日までの期間はA株式会社（B株式会社）で勤務し、同社を退職後、C株式会社において同年 12 月 7 日から 40 年 8 月 1 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が申立人と一緒にA株式会社を退職し、C株式会社にも一緒に入社したと記憶している同僚D氏の厚生年金保険加入記録は、A株式会社において昭和 39 年 2 月 14 日に資格喪失、同日にC株式会社において資格取得となっているところ、D氏は申立人と一緒にA株式会社を退職し、C株式会社に入社したのはこの時期だとしており、39 年 12 月 7 日以降にC株式会社に入社した旨の回答は得られていない。

また、別の同僚は、申立人とD氏がA株式会社で勤務していたのは約1年間であり、その後、二人は一緒にC株式会社に入社したと回答しているところ、A株式会社における申立人及びD氏の厚生年金保険加入記録（二人共に昭和38年3月22日取得、39年2月14日喪失）を踏まえると、申立人のA株式会社における資格喪失日及びC株式会社における資格取得日が昭和39年2月14日であることに不自然さは無く、申立人の申立期間①に係る勤務実態は確認できない。

さらに、申立期間②について、申立人は、C株式会社に勤務したのは昭和39年12月7日から40年8月1日までの期間であると主張しているが、当時の事務担当者は申立人を覚えていない上、39年12月から40年7月末までの期間に厚生年金保険の加入記録のある17人に照会したところ、11人から回答があったものの、当該期間に申立人が勤務していたことを覚えている者はおらず、当該期間に係る勤務実態を確認できる証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 7 日から 51 年 10 月 21 日まで  
知人に紹介され、A事業所で勤務することになった。事業所から健康保険証を受けていたので厚生年金保険にも加入していたと思う。また、申立期間は国民年金の加入期間（未納）となっているが、勤務していたのは事実であり、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の加入記録（昭和 50 年 11 月 1 日取得から 51 年 4 月 10 日離職まで）から、勤務を開始した時期は特定できないが、昭和 50 年 11 月 1 日以前から雇用保険の加入期間において、申立人がA事業所（財団法人B）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所において申立人と同日に雇用保険の資格を取得していることが確認できる同僚5人及び昭和 51 年 6 月 1 日に資格取得していることが確認できる一人について雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日はおおむね一致していることが確認できる上、当時の同僚から申立人が雇用保険の離職日（昭和 51 年 4 月 10 日）後も継続して勤務していた旨の証言も得られないことから、雇用保険の離職日後にも申立人が勤務していたとは考え難い。

また、A事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、適用事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 51 年 8 月 1 日であり、適用事業所となる前から勤務していたと証言している同僚3人からは、「申立人のことは覚えているが、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前は、C国保に加入していた。また、適用事業所になる前に厚生年金保険料を控除されていた事実はない。」との証言を得ており、このうち二人について、当該事業

所が適用事業所となる前の期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっていることが確認できる。

さらに、D健康保険組合が保管する申立人の健康保険加入記録において、昭和49年9月24日資格取得、51年4月10日資格喪失となっていることが確認できることから、申立人が申立期間において、A事業所から受けていたとされる健康保険証は当該健康保険組合にて交付されたものであると考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。